【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（定款）

第百二条の四　自主規制法人を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員が署名し、又は記名押印しなければならない。

２　自主規制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　基本金及び出資に関する事項

五　会員に関する事項

六　経費の分担に関する事項

七　役員に関する事項

八　会議に関する事項

九　業務の執行に関する事項

十　規則の作成に関する事項

十一　委託を受けて行う自主規制業務に関する事項

十二　会計に関する事項

十三　公告方法（自主規制法人が公告（この法律の規定により官報に記載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。第百二条の九第二項第九号において同じ。）

３　会社法第三十条第一項の規定は、第一項の定款について準用する。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（定款）

第百二条の四　自主規制法人を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員が署名し、又は記名押印しなければならない。

２　自主規制法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　基本金及び出資に関する事項

五　会員に関する事項

六　経費の分担に関する事項

七　役員に関する事項

八　会議に関する事項

九　業務の執行に関する事項

十　規則の作成に関する事項

十一　委託を受けて行う自主規制業務に関する事項

十二　会計に関する事項

十三　公告方法（自主規制法人が公告（この法律の規定により官報に記載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。第百二条の九第二項第九号において同じ。）

３　会社法第三十条第一項の規定は、第一項の定款について準用する。

（改正前）

（新設）